自由民主党

支部の数　七三七五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三七五

民主党

支部の数　七四〇一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七四〇一
所属国会議員の住所
城島　正光（城島　光力）　神奈川県川崎市川崎区砂子二―九―四
田村　謙治　静岡県静岡市清水区桜が丘町一〇―一一
松岡　広隆　大阪府東大阪市御幸町二―四
水野　智彦　千葉県勝浦市墨名八〇一
吉田　統彦　愛知県名古屋市北区山田町三―六二
小西　洋之　東京都千代田区麹町四―七
友近　聡朗　愛媛県松山市南江戸六―二―三―六
支部の数　五九九
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　五九九
支部の数　四三二
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　四三二
所属国会議員（所属国会議員でなくなった）　氏名　浜田　和幸
支部の数　七三九七
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三九七
支部の数　七三八〇
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三八〇
代表者　氏名　野田　佳彦
住所　千葉県船橋市薬円台六―二一―一〇

自由民主党

支部の数　七三六三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三六三

民主党

支部の数　七三七五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三七五
所属国会議員の住所
水野　智彦　千葉県勝浦市出水一二一二―七
吉田　統彦　愛知県名古屋市港区浜一―一―八
小西　洋之　千葉県千葉市中央区神明町三―二九
友近　聡朗　愛媛県松山市久万ノ台一九二―一
支部の数　六二六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　六二六
支部の数　四三三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　四三三
所属国会議員（所属国会議員でなくなった）　氏名　浜田　和幸
支部の数　七四〇一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七四〇一
支部の数　七三九七
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三九七
代表者　氏名　菅　直人
住所　大阪府東大阪市吉田一―四―二〇

公明党

支部の数　七三六三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三七五
所属国会議員の住所
城島　正光（城島　光力）　神奈川県川崎市川崎区宮本町二―二七
田村　謙治　静岡県静岡市清水区高橋一―一〇―一七
松岡　広隆　大阪府東大阪市吉田一―四―二〇
水野　智彦　千葉県勝浦市出水一二一二―七
吉田　統彦　愛知県名古屋市港区浜一―一―八
小西　洋之　千葉県千葉市中央区神明町三―二九
友近　聡朗　愛媛県松山市久万ノ台一九二―一
支部の数　六二六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　六二六
支部の数　四三三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　四三三
所属国会議員（所属国会議員でなくなった）　氏名　浜田　和幸
支部の数　七四〇一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七四〇一
支部の数　七三九七
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三九七
代表者　氏名　菅　直人
住所　大阪府東大阪市吉田一―四―二〇

平成二十三年七月十三日
平成二十三年八月五日
平成二十三年八月八日
平成二十三年八月二十四日
平成二十三年八月二十五日
平成二十三年八月二十九日

生年月日　昭和三十二年五月二十日
選任年月日　平成二十三年八月二十九日
支部の数　三一
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　三一

たちあがれ日本

備考　平成二十三年十一月二十二日に、たちあがれ日本から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十四年総務省告示第七十五号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）において告示したたちあがれ日本の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

平成二十三年八月三十一日

民主党

会計責任者　氏名　武正　公一
住所　埼玉県さいたま市浦和区大東三―三九―一五
生年月日　昭和三十六年三月二十三日
選任年月日　平成二十三年九月五日
支部の数　七三八〇
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三八〇
支部の数　七三五九
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三五九
所属国会議員（所属国会議員となった）　氏名　辻元　清美
住所　大阪府高槻市千代田町一―一

平成二十三年九月六日
平成二十三年九月八日
平成二十三年九月二十九日

会計責任者　氏名　長浜　博行
住所　長浜　博行
生年月日　三一
選任年月日　三一
支部の数　七三八〇
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三八〇
支部の数　七三六〇
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七三六〇